



広報

2016 June No.332

みはら



土佐硯の里



村税納付

期限のおしらせ

○村県民税 1期

平成28年6月30日まで

○固定資産税 2期 及び 国民健康保険税 1期

平成28年8月1日まで

よろしくお願ひします。

6

人口と世帯数 | 総人口：1,657人 | 男：802人 | 女：855人 | 世帯数：772世帯

(平成28年4月30日現在)

議会だより

平成28年6月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

3月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ①ページ
- 3月定例会議案審議 ③ページ
- 3月定例会議案の賛否一覧 ⑦ページ
- 常任委員会の動き ⑨ページ

村長行政報告

平成27年8月に着工したユズ選果、搾汁施設の建物、選果機が2月末予定通り完了しました。外構工事も3月末には、予定どおり完了の見込みです。選果機導入により青果として出荷されず、加工用となっていた品質の良いユズが青果出しさ一、向上が図れる事などからユズ産地化への加速化が期待できます。また平成28年度でユズ搾汁関係施設を予定しております。

平成28年1月16日に尾崎知事を迎え、集落活動センターやまびこの開所式が村民約150人の出席があり、盛大に執り行われました。各部会からの取り組みについて発表があり、地域ぐるみによる生きがい対策も取り入れたシストウハウス栽培など、知事をはじめ県関係者からも期待された取り組みとなっており、村としても引き続き集

落活動センターの取り組みについて支援をしていきます。

村民の健康対策には各種の事業を、各団体、地域の皆さんのご協力、ご尽力をいただき厚くお礼を申し上げます。今後も取り組みを強化してまいります。国民健康保険事業の運営状況ですが保険税率を据え置いたまま、近年の医療費の高騰により、財政調政基金を取り崩して対応してまいりましたが、基金も底を尽き、27年度補正予算におきまして、一般会計からの繰り入れをお願いしなければなりません。平成28年度の国保税の税率を改正する事とし、この定例議会に条例の一部改正案を上程しており、村民の皆様にはご理解の程、よろしく願います。

太陽光発電について、昨年4月から本年2月末までの11ヶ月間の発電量11万1千キロワット、売電収入は、4千3百59万円となっております。これに3月分をプラスし必要経費を差し引いた額

を、村おこし基金に積み立てます。

一般質問



質問 嶋田一二三
村民の健康づくりに
どう取り組むのか

平成28年度から、国保税の税率が引き上げられる条例案が提案されている。医療費の急増、重篤患者の増という事で、引き上げは当然の事だが、国保会計の健全化を図るという事から、医療費抑制のための健康づくりについてどのように考えているか。また、各種健診の受診率を引き上げていく事は、疾病の未然防止に最重要だと考えているか。現在の受診率の実態と今後の受診率向上対策について伺う。

答弁 田野村長
受診率向上に全力

村民の健康対策は大変重要であると考えており、何かにつけて健康づくりの啓発を行いたい。75歳以上の後期高齢者医療被保険者の方については、平成28年度から、自身の健康状態を毎年確認するためにも、健診の案内文書を送付し、健康への意識付けを行う予定。

各種健診の受診率は、県内全般を見ると、下位の方に位置しており、受診率向上に向け、連合婦人会、食生活改善協議会、健康づくり推進委員との合同研修会を



五社神社横に完成したユズ工場

開催し、連携、協力を図った。28年度も継続を計画している。また、国保の新規事業として特定健診未受信者の方に対し、保健師または管理栄養士による電話健康相談及び調査、情報提供などを行う委託事業を計画している。



質問 増井三郎
大型予算の決意は

平成28年度予算が従来と違って対前年比10パーセント以上アップしている。村長の意気込みは何えるが驚きを覚える。村長の決意はいかがか。

答弁 田野村長
補助事業を有効活用

産業育成には予算確保が必要で、村の事業計画と取り組み意欲が重要だ。平成21年度からユズ振興計画、

25年度から集落活動センター事業、27年10月には三原村創生総合戦略を採択要件に、地方創生予算、加速化交付金の確保も可能となり、総額で補助金7千7百50万円を申請している。自主財源が厳しい村にとり各種補助事業が最も有効で、一次産業振興、地域活性化を推進していく。

質問 増井三郎
ユズの生育不良

ユズ工場の完成は間近だが、特に平地水田に植付したユズの生育が遅れていると思うがどうか。

植付方法が悪い、指導者はいらぬのか。ユズ農家約40戸に予算の大部分が集中している。各種団体や全村民を巻き込んだ総合力で事業を進めるべきだ。

答弁 田野村長
県から指導者を迎える

指摘のとおり生育遅れの農業公社管理のほ場がある。一つは新植直後、予算確

保が遅れ十分な施肥ができなかった為。二つ目は三原の栽培方法に原因がある。水田、平地栽培の為、機械化、労働力の軽減、危険性が少なく有利な反面、湧水がユズ生育阻害の原因で農業振興チーム、JAの指導により新植初期に多く施肥し改善に努める。排水対策は陶管の暗きよ排水を平成27年10月より施工し、28年3月に新植ほ場でその効果を確認しており、今後は以前新植した湧水分のほ場も改善する。

指導者は、平成27年10月より高添参事を迎え、肥培管理、新植、農地集積等、チェック、軌動修正しながら進めている。ユズが主力だが今後はT P Pに強い農業、米を軸としたブランドトマト、ブロッコリー、シシトウ、オクラ等、複合的農業で交流人口の定着に努める。

質問 増井三郎
診療所の充実必要

国保税の改正による高齢

者支援で医療費が高騰する。大病院より地域のかかり付け医、診療所の充実が必要ではないか。行政と民間が共働して土日、時間外等、電話での健康相談のサービスが必要ではないか。

答弁 田野村長
窓口業務の充実、保健師2名による健康相談

国保税改正による負担増は一定の所得以下の方は均等割、平等割に対し7割、5割、2割の軽減措置があり、急激な負担増は一定緩和されている。村の一般会計からの繰出しが一部あり、村民の理解を得る為にも相応の負担増は止むえない。高額負担について受診の区分化が必要。かかり付け医を決め、高度医療が必要な場合、紹介状により大病院を受診、多重受診の防止で医療費が抑制できる。診療所充実、他の市町村も医師確保に苦慮しているが、村は池先生による現

状維持、4月から臨時職員1名雇用し窓口業務を行なう。

保健師2名で月1回、全集会所で健康相談、春秋2回の集団検診の結果報告会、電話、来庁のほか各地域での健康相談にも来てほしい。

健康相談の民間委託契約等は行政として方向性は定めてない。



集活の「やまびこカフェ」完成

質問 増井三郎
各種団体の
コミュニケーション
不足

地方交付税1人当たり60万円程度は村の大きな財源で、移住者促進は重要。空き

家改修で住居はできたが就業の場がない。森林整備、間伐材用途開発で雇用創出の努力をすべきではないか。

やまびこ、農業公社も組織はできたが、各種団体とのコミュニケーションがとれていない。

集落活動センターのシントウハウスも当初2千万円との事だったが、予算が出て来たら3千2百万円、安易に金額が大きくなってないか。

答弁 田野村長
イベント共同開催で
連がり深い

村は移住相談員を配置し、移住共同住宅、空き家バンク、空き家再生等の移住相談をやまびこ移住促進部と連携して実施している。

雇用はユズ選果、搾汁、肥培管理のほか、森林整備の作業道、間伐、平成28年度から広葉樹15ha植栽や防護柵、育林等で就労の場をつくる。間伐材の用途開発は考えてない。

改善センター喫茶コー

議案審議

ナー完成で、各地域グループが連携して料理を提供、毎月第2土曜日に各グループがイベントを共同開催する等、連がり深い。

シントウハウスは集落生産部が試作で高齢者の雇用、いきがい対策、収益の一部は集活の運営費に充てる事で本来の意義に反していない。

三原村過疎地域

自立促進計画を定める

今後5年間の村の自立促進に向けた基本的方針や対策等、重要施策を定めた計画。

質疑 新谷和幸

過疎計画の村民への広報は行うのか。また、個人に資料提供できるのか。

答弁 武内総務課長

村民にはホームページにて知らせる。資料は提供できる。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

地域おこし協力隊員及び集落支援員の報酬を追加。

質疑 田村清廣

非常勤の勤務日数はどう考えているか。

答弁 武内総務課長

週5日、8時30分から17時15分を想定している。

三原村立公園の設置及び

管理に関する条例の

一部改正

ふれあい広場の利用料の増額。

質疑 増井三郎

利用料は、利用者が少なくなつた場合、また変更するののか。

答弁 武内総務課長

適当な額と考えている。

質疑 宮地臣一

去年と同じ利用者数とした場合の収入増はいくらか。

答弁 武内総務課長

26年度分で8万円程度。

三原村国民健康保険税条例 の一部改正

税率の改正

質疑 嶋田一二三

所得別に平等な税引き上げができていないのか。

答弁 矢野住民課長

資産と所得の軽減率により、ある程度平等な税率になっている。

質疑 田村清廣

県下統一された場合、税率はどうなるのか。

答弁 矢野住民課長

県から各市町村に割当額が示されるので、その額から税率を独自に決定するものと考えている。

平成27年度三原村一般会計
歳入歳出補正予算

質疑 嶋田一二三

ユズ選果設備等について、設置条例が必要ではないか。

答弁 田辺産業建設課長

9月に条例を制定する予定。

質疑 田村清廣

2億2千万円の土木費が繰越されているが、理由は。

答弁 田辺産業建設課長

人材不足と技術力不足が原因と考えている。

平成28年度一般会計

歳入歳出予算

質疑 宮地臣一

防災行政無線戸別受信機費の中に空き家再生等推進事業の家も入っているか。また、台数は何個か。

答弁 武内総務課長

特にその事業の家ではなく、申請のあった5個分の家です。

質疑 田村清広

財産管理の新公会計制度で外部委託する際情報流出の心配ないか。

答弁 武内総務課長

セキュリティの関係の予算も入っているので問題ない。

質疑 浅井大徳

避難所運営対策事業と災害備蓄用品とのちがいは。

答弁 武内総務課長

避難所事業は食料以外のもの。

質疑 大倉民雄

三原バス利用で、学生が定期券購入の場合と、高齢者が村外の県民病院までの利用の場合はどうか。

答弁 矢野住民課長

1回乗車100円なのでこれ以上の減額は考えてない。

質疑 嶋田一二三

あったかふれあいセンター委託事業、安心生活創造推進事業は利用者が少ない、利用者確保を含む今後の事業の取り組みと、高齢者対策費の事業展開を聞く。

答弁 矢野住民課長

あったか事業については参加者が入院などにより少ないが、今後アピールする。高齢者対策事業は、県単のモデル事業で、今年度は保健師の研修参加と事業の広報活動に使用する。

質疑 嶋田一二三

あったか、安心生活も必要な事業だが、地域によっては1名参加の所もあり、今後地域の合併などの考えはないか。

答弁 矢野住民課長

あったか、安心生活、介護集い事業は、経費など色々問題もあり、事業の再編も含めて検討する。

質疑 浅井大徳

保育所備品購入費の使途は何か。

答弁 矢野住民課長

園児の古くなったイスと机、遊具の購入費。

質疑 田村清広

県の国保事業一本化が予定されている。国保税の再度の引き上げも考えているか。

答弁 矢野住民課長

平成30年度県の一本化までに保険料の急激な増加があれば、運営協議会で話し再度の国保税の増額もやむをえない。

質疑 増井三郎

シントウハウス整備事業で2千万の予算が3千3百万円に増額、建設場所はどこで1反の予定が2反になったのか。また、参加予定者の名簿者で決定なのか。既存の営農者と補助金で建てたものとの公平性をどう考えるのか。

四万七千ノキブラン化推進協議会事業に積極的に参加しているのか。村有林人工造林委託料で、杉、ヒノキの植林を行なうのか、または他の木を植えるのか。

答弁 田辺産業建設課長

園芸ハウス建設場所は検討中。参加予定者は増員も視野に検討中。一般農家との競合については、売上金の一部は集活には入るので競合等は考えてない。

四万七千ノキはロゴマークをつくり、年間3〜4回協議会に参加している。

植林の件は上長谷橋山15町分で広葉樹を植える予定。

質疑 増井三郎

ハウス建設事業は今の説明では納得できない。集落は、村民全員参加の事業で、役員や執行部だけのものではないと思うし、私もハウスを営んでいる人達に説明責任があり、その人達が今後仕事が続けられる考慮が必要だと思ふ。

場所が検討中なら最初の計画の1反から取り組むべきではないか。

答弁 田辺産業建設課長

目的が高齢者の雇用、生きがい対策が目的で今回で終りではなく、今後他の地域でも建設を考えている。今年度生産部が1反実証栽培し、内容報告するので、今回は2反の方向で進めたい。

質疑 大倉民雄

空き家再生等推進事業の5軒分はすでに場所は決まっているのか。

答弁 田辺産業建設課長

空き家バンクの中から最高9百万円を考慮しながら選定する。

質疑 嶋田一二三

公有林保護料が12%以内が5%以内と改正されたが理由は。

空き家再生事業の入居者の選考の方法は。

答弁 藤本副村長

保護料は明治38年に規定

したもので、区長会の意見を参考に決定した。

答弁 田辺産業建設課長

選考の一番の条件は定住者で、雇用対策で三原に住む人を考える。

選考会は森林組合、農業委員、農業公社の関係の構成員もメンバーに入り、3月25日に公平な選考を行なう。



総務委員会でユズ工場視察

質疑 田村清広

ユズ加工用冷凍施設工事を合わせて4億円で建設した工場を利用し、運営は農業公社が行ない、果汁は企業の所有だ。

農業公社と企業の間で搾汁の運営方法について十分な協議をしているか。4億円の事業費の財源は確定しているのか。補助金減額の場合工事を縮小するのか。

答弁 藤本副村長

できていないが今後結んでいく。

答弁 田辺産業建設課長

予算に付いては前年度同様厳しいが要望はしている。一定額の減額も予想される。

集落支援員、地域おこし協力隊の主な仕事は集落の仕事で、村の活性化を地区長と連携しながら進めてもらう。

答弁 武内総務課長

地域おこし協力隊の人は、都会から三原に来る人なので色々新しいノウハウを持っていてるので特色ある仕事に期待する。集落支援員も同じような仕事をする。

質疑 田村清広

ユズ玉は全部業者に買ってもらい、搾汁は公社が運営するようだが、その方法では三原の工場を業者が利用するかしないかは業者の勝手ではないか。公社が一応の価額の試算は考えていても、相手がそれを認めなければ契約は成立しない。

三原工場を利用しないで九州に取って帰る事にならないか心配だが、業者が三原工場を利用する確約はできるか。

財源は「強い農業交付金」だと思いが厳しいだろう。補助金が極端に少なかった場合過疎債の増額も有りなのか。

集落支援員は集活の仕事を中心にしない、地域おこし協力隊員は村の企画など事務の仕事が主か、また現地の仕事も有るのか。

答弁 藤本副村長

業者との契約は今は結んでないが、四国内に有る話のなかの、

業者のユズも三原で搾りたい話など総合すると、三原を利用しないで九州に取って帰る話は先づ考えられない。

答弁 田辺産業建設課長

財源は、農政局、国などにも村長が陳情にも出向いているが減額も考えられる。工事は入札で行なうので、前年のように70%位の落札を考えられなくもないが未定だ。一生懸命陳情している程度額は確保できると思う。

答弁 武内総務課長

地域おこし協力隊員は事務屋ではないので、イベントや各地の現場で仕事をしてもらう。

質疑 田村清広

搾汁機財源に付いて努力は認めるが、現実には厳しいだろう。しかし、国庫補助金減額の場合工事を縮小するのか、それとも過疎債で対処するのか。

答弁 田辺産業建設課長

縮小はしない。
前年度同様過疎債で対応する予定。

質疑 宮地臣一

ユズ搾汁機設置工事は一般公募で行なうようだが、時期はいつか。その工事の中に備品が3〜4個あるが何を購入するのか。

移住促進共同住宅の入居者状況は。

答弁 田辺産業建設課長

補助金の内示を受け、4月1日から発注に向けて書類を作成予定だ。「万能スライサー」、「4斗蜜漬け釜」、「真空ポンプ」の3品です。
共同住宅は7室の内現在1名が入居している。

質疑 宮地臣一

7室の内1室しか利用していない状態が続いている。これでは維持費の無駄ではないか。利用規程の見直しを含めて利用者が増加する方法を考えてはどうか。

答弁 田野村長

利用規定の内容の変更も考えながら、入居者を増し有効利用を進めたい。

質疑 浅井大徳

移住希望者住宅改修事業補助金、1軒50万円の改修費では少ないので増額を考へられないか。

答弁 田辺産業建設課長

現在増額は考えてない。改修、耐震、再生などの事業と合せ有利な方法も財政と協議し考えていく。

質疑 嶋田一二三

小、中学校に高度利用地震災緊急速報装置を設置するが、地震発生時の対応はどうするのか問う。

答弁 中西教育次長

この装置は、地震発生時の震れまでの時間が、数秒から数十秒で表示が出るので、表示の時間を変えながら、事前に訓練を行ない実際の地震に備る。

質疑 新谷和幸

小、中学校共に行なっている放課後学習支援事業について、目的と事業内容は。

答弁 東教育長

地域で指導者を雇用し、地域と学校が連携しながら、より良い教育環境を構築する事を目的に国が進めている。三原村では平成21年から放課後子供教室を実施していて、色々なスポーツや学習、年齢別の交流事業などを、教育委員会の委託した指導員の人達で行なっているが、活動の幅が広くて支援員に負担が大きく、安全管理の心配と内容が見えにくかった。

28年度から地域支援本部事業を、文化省と県の生涯学習課にスライドするので、今後、学習を中心に、宿題とか簡単な勉強も行なう。

今回の地域支援本部事業では学校と地教と地域指導員の相談により、学校のニーズに合った活動ができる。

目的は、県も力を入れて

る学力の向上で、小学校低学年では学習指導要領にうたわれている年間目標には残念ながら到達してない生徒がいる。

必達目標とは、小学1年生では、ひらがなとカタカナがすらすら読める事と算数のタシ算、ヒキ算ができる事で有り、2年生は「九九」をすらすら言える事だが、この「九九」の言えない子どもの問題が大きく取り付けては教員でなくても、大人ならどなたでも指導出来るので、放課後事業で少しずつでも教えていけば、将来ずっと生活に必要な「九九」の問題の解決に役立つので、この件も取り入れて進めたい。

3年生、4年生などそれぞれ問題があるので対処して行きたい。

質疑 新谷和幸

今までの放課後教室より今年度からは学力の向上を目差し対処しようだが、今までの指導員で対処するのか。

答弁 東教育長

教員の資格を所持しているなど専門の指導者でなく、今までの指導員で対処する。

三原村教育委員会

委員の選任

住所

三原村亀ノ川1千68番地

氏名

山川 政幸

昭和19年4月16日生

任期

平成28年4月1日から

平成32年3月31日まで



総務委員会で「やまびこカフェ」視察

平成28年 第1回定例会(3月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名								
	新谷	嶋田	浅井	宮地	大倉	増井	田村	武内	可否
専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村過疎地域自立促進計画を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	—	可
高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について	○	○	○	○	○	○	○	—	可
行政不服審査法の施行に伴う関係条例等の整備に関する条例を制定することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村税条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村国民健康保険税条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可

議案	氏名								可否
	新谷	嶋田	浅井	宮地	大倉	増井	田村	武内	
三原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	-	可
三原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成27年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (33,504千円の減額)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成27年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (3,526千円の減額)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成27年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (385千円の減額)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成27年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (18,595千円の減額)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成27年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,774千円の減額)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成27年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (11,231千円の減額)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成27年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (327千円の増額)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成27年度三原村電気事業特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,000千円の増額)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成28年度三原村一般会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額2,403,400千円)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成28年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額333,000千円)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成28年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額48,000千円)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成28年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額70,400千円)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成28年度三原村土地取得特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額100千円)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成28年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額30,600千円)	○	○	○	○	○	○	○	-	可
平成28年度三原村介護保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額288,600千円)	○	○	○	○	○	○	○	-	可

議案	氏名								可否
	新谷	嶋田	浅井	宮地	大倉	増井	田村	武内	
平成28年度三原村介護保険特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額288,600千円)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成28年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額29,800千円)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成28年度三原村電気事業特別会計歳入歳出予算を定めることについて (予算額48,000千円)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村議会会議規則の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可

常任委員会の動き(1月～5月)

総務常任委員会

- 1月 8日 ◎今まで及び今後のユズ事業について説明後、質疑等。
◎成山区長からの要望書の協議。
- 2月 8日 ◎JAの宅地についての協議。
◎成山区長からの要望書の協議。
県道346号線の狼内から成山への約2km区間の道路改良の要望を受け、その後、総務委員会に付託し、4回に渡り協議を行った結果、県の回答、及び村として2路線に集中投資中で、不採択とした。
- 3月 4日 ◎3月議会対応について補正予算、28年度当初予算等説明。
- 3月 9日 ◎3月議会対応について補正予算、28年度当初予算等説明。
- 4月13日 ◎ユズ工場、農構センターの喫茶コーナーの視察
◎ユズ工場に設置する機械の使用の仕方について説明を受け、質疑等。

議会運営委員会

- 2月 2日 ◎議会活動の問題点について協議。
◎本会議の日程について協議。
- 2月19日 ◎本会議の日程について協議。
◎視察研修について協議。
- 3月 4日 ◎3月議会対応で日程等協議。

広報委員会

- 1月13日 ◎12月定例会等の広報編集。
- 4月14日 ◎議会広報の今後のあり方について協議。
- 4月27日 ◎3月定例会等の広報編集。
- 5月11日 ◎3月定例会等の広報編集。
- 5月18日 ◎3月定例会等の広報編集。

べっぴんさん市!「やまびこカフェ」オープン!



平成28年 4月 9日 (土)

農業構造改善センター内で、べっぴんさん市が開かれました。当日はじまんや店舗隣にて「やまびこカフェ」がオープンということもあり、始まりの午前10時からいつも以上に多くの人で会場はにぎわっていました。

保育所 たまねぎ収穫

平成28年 5月 12日 (木)

園内にある畑で育てた玉ねぎを園児たちが収穫しました。





新規職員の紹介

住民課



ほそかわ けいいち
細川 慧宇

今年度より採用になりました、四万十市出身でわからないことだらけですが、一日でも早く業務に慣れることができるよう努めていきますので、よろしくお願ひします。

教育委員会



まつおか ちひろ
松岡 千尋

今年度から教育委員会で世話になっていきます。慣れない点が多く、ご迷惑をおかけすることがあると思ひますが、よろしくお願ひします。

小学校転入職員



いけうえ
池上みどり
(教頭)



ほそかわ せつ
細川 節
(多忙化解消支援員)

中学校転入職員



あまの ひさし
天野比左志
(校長)



いわごえ やすし
岩越 靖
(教諭)



おくがわ ようすけ
奥川 洋介
(教諭)



いちえん ひろか
一圓 紘嘉
(栄養教諭)



やまもと ちさ
山本 知左
(教頭)



なかやま ゆい
中山 唯
(教諭)



もり まり
森 真理
(教諭)



つつい みき
筒井 美喜
(主任)



ふじもと れい
藤本 黎
(学力向上支援員)

地域おこし協力隊

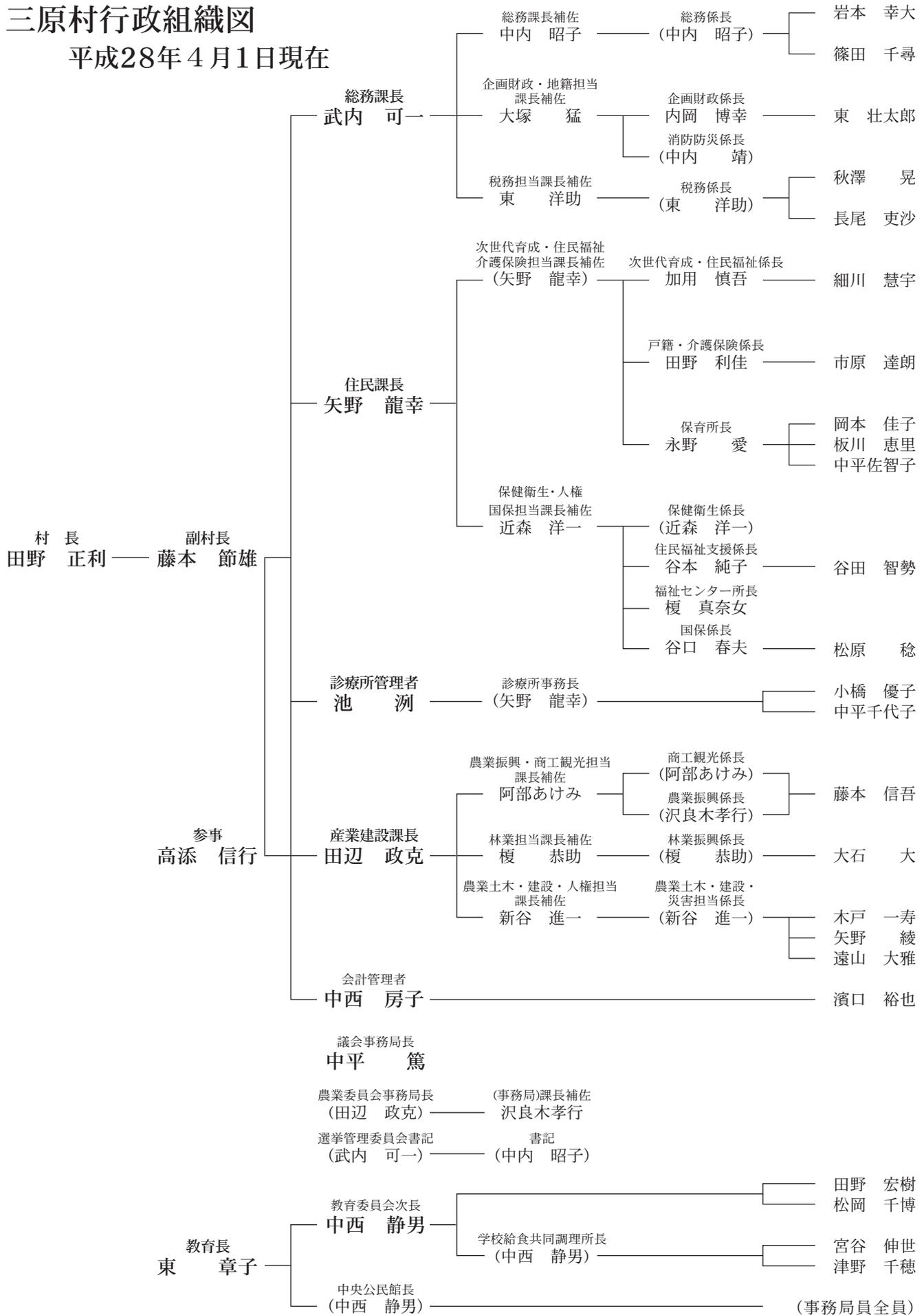
いで ようこ
井出 陽子



5月から地域おこし協力隊として兵庫県から来ました井出陽子です。行事やイベントに参加する事を通じて皆様と親しくなれたらと考えています。慣れない事。わからない事も多いですが、精一杯頑張りたいと思っています。

三原村行政組織図

平成28年4月1日現在



平成28年度当初予算の概要

一般会計の総額は、24億340万円で、前年度比11.4%の増となっています。

増額の主な要因は、投資的経費の増加(農産物加工処理施設等)と新規事業に伴う補助費等の増加が影響しております。

また、国民健康保険などの特別会計を合わせると、31億9,690万円となり、この予算で平成28年度がスタートしています。

【会計別当初予算の状況】

(単位:千円)

区 分	平成28年度		平成27年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)一般会計	2,403,400	75.2	2,156,910	72.7	246,490	11.4
(2)特別会計	793,500	24.8	809,700	27.3	△ 16,200	△ 2.0
国民健康保険	333,000	10.4	323,000	10.9	10,000	3.1
国保診療所	48,000	1.5	46,800	1.6	1,200	2.6
後期高齢者医療	29,800	0.9	27,500	0.9	2,300	8.4
介護保険	233,600	7.3	252,100	8.5	△ 18,500	△ 7.3
電気事業	48,000	1.5	47,000	1.6	1,000	2.1
簡易水道	70,400	2.2	72,600	2.4	△ 2,200	△ 3.0
農業集落排水	30,600	1.0	40,600	1.4	△ 10,000	△ 24.6
土地取得	100	0.0	100	0.0	0	0.0
合計(1)+(2)	3,196,900	100.0	2,966,610	100.0	230,290	7.8

【一般会計歳入】

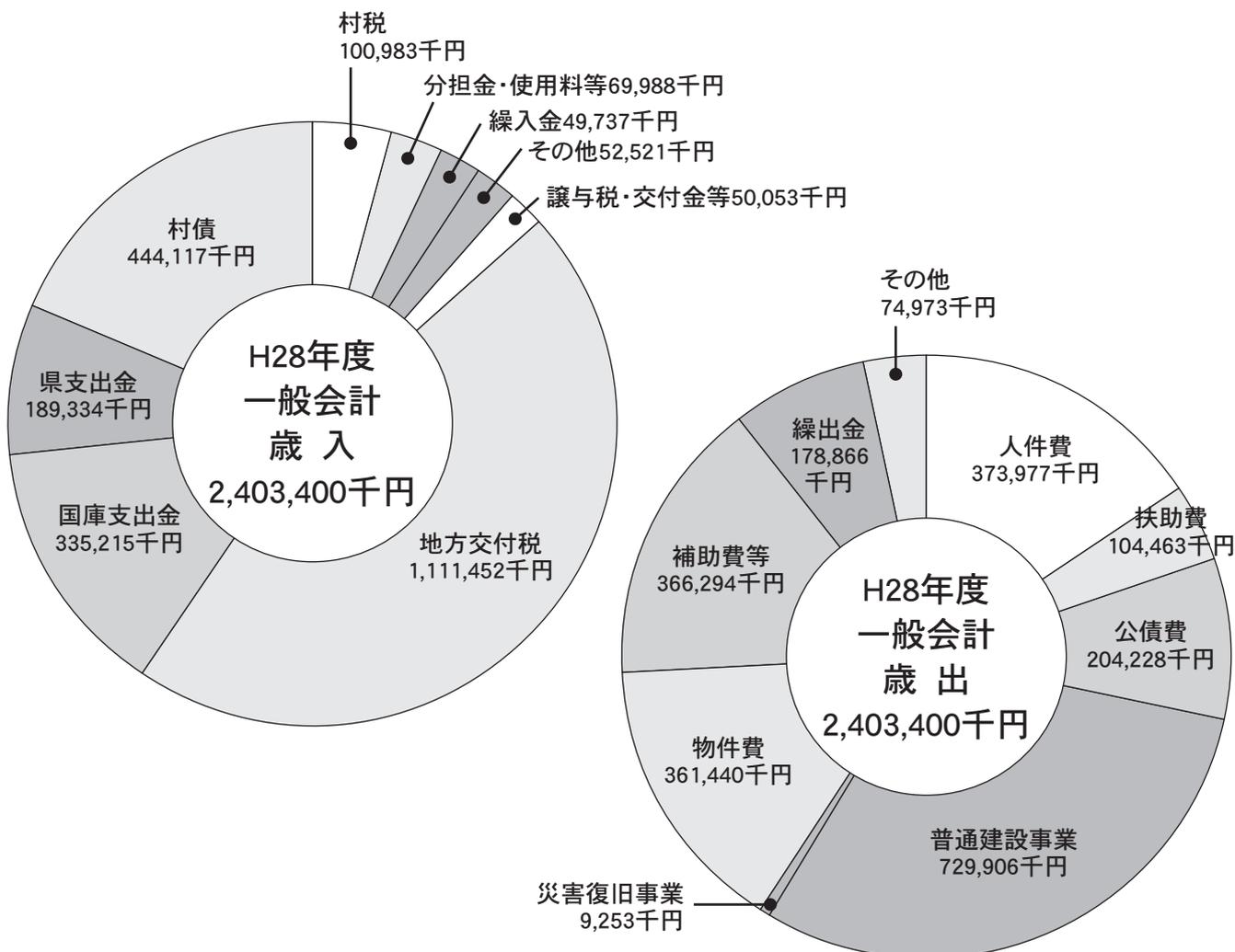
(単位:千円)

区 分	平成28年度		平成27年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)自主財源	273,229	11.4	262,123	12.2	11,106	4.2
村 税	100,983	4.2	100,221	4.6	762	0.8
分担金・使用料等	69,988	2.9	66,188	3.1	3,800	5.7
繰入金	49,737	2.1	64,311	3.0	△ 14,574	△ 22.7
その他	52,521	2.2	31,403	1.5	21,118	67.2
(2)依存財源	2,130,171	88.6	1,894,787	87.8	235,384	12.4
譲与税・交付金等	50,053	2.1	48,318	2.2	1,735	3.6
地方交付税	1,111,452	46.2	1,096,503	50.8	14,949	1.4
国庫支出金	335,215	13.9	392,669	18.2	△ 57,454	△ 14.6
県支出金	189,334	7.9	183,929	8.5	5,405	2.9
村 債	444,117	18.5	173,368	8.0	270,749	156.2
合計(1)+(2)	2,403,400	100.0	2,156,910	100.0	246,490	11.4

【一般会計歳出】

(単位:千円)

区 分	平成28年度		平成27年度		増減額	増減率(%)
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)		
(1)義務的経費	682,668	28.4	725,008	33.6	△ 42,340	△ 5.8
人件費	373,977	15.6	375,736	17.4	△ 1,759	△ 0.5
扶助費	104,463	4.3	101,876	4.7	2,587	2.5
公債費	204,228	8.5	247,396	11.5	△ 43,168	△ 17.4
(2)投資的経費	739,159	30.8	513,705	23.8	225,454	43.9
普通建設事業	729,906	30.4	468,346	21.7	261,560	55.8
災害復旧事業	9,253	0.4	45,359	2.1	△ 36,106	△ 79.6
(3)その 他	981,573	40.8	918,197	42.6	63,376	6.9
物件費	361,440	15.0	322,280	14.9	39,160	12.2
補助費等	366,294	15.2	319,581	14.8	46,713	14.6
繰出金	178,866	7.4	162,224	7.5	16,642	10.3
その他	74,973	3.1	114,112	5.3	△ 39,139	△ 34.3
合計(1)+(2)+(3)	2,403,400	100.0	2,156,910	100.0	246,490	11.4



国際交流員の

ジェニファー・コリングスです!

vol.9



蛍が飛ぶ時期が過ぎ、あじさいが道ばたを彩る季節となりましたが、皆さんはいかがお過ごしでしょうか?

残念ながら7月にオーストラリアに帰国するため、私からの広報はこれで最後となります。三原村に来て、あっという間に2年間が過ぎましたが、私にとって、そして家族にとっては、大変貴重な素晴らしい時間となりました。

三原村に来た時にまだ1才で、言葉があまり話せなかったボニーちゃんは今3才になって、かわいい英語と日本語が話せるようになってきました。3才だったメイダちゃんは意思が強くて、自立性が溢れる5才の女の子になりました。そして去年生まれた長男、ユーゴーくんの出生地は、ずっと日本となります。彼は、大きくなったらきっと生まれた所を見に来たいだろうと思います。その時、みなさんよろしくね!

この2年間、たくさんの方々大変お世話になりました。役場の皆さん、いつも親切にしてくれてありがとうございました。小中学校の教職員と児童生徒の皆さん、英語の授業と一緒に楽しくやらせていただいていたありがとうございました。

保育所の保育士たち、そして保育園児とその家族の皆さん、私の子どもたちを大事に見てくれて、親しんでくれて、本当にありがとうございました。メイダちゃんとボニーちゃんが全く違う環境にいきなり入り、不安がいっぱいあったと思いますが、保育所の皆さんが優しく支えてくれたおかげで、もうすっかり馴染みました。オーストラリアに帰っても三原村の友だちのことは、ずっと忘れません。また機会があれば、遊びに来てくださいね!

柚ノ木太刀踊り子たちを始め、地域の皆さん、暖かく歓迎してくれ、家族のように受け入れてくれて感謝の気持ちでいっぱいです。一緒に過ごした時間は本当に楽しかったし、大変いい思い出となりました。

そして、最後になりましたが、教育委員会の皆さん、最初に家族連れの国際交流員が来ると聞いた時に大変驚いたと思いますが、全力を尽くして、私たちのためにあらゆることを準備してくれて、深く感謝の意を表します。仕事の面はもちろん、生活の面でも色々助けてくれたことは一生忘れません。たくさん迷惑と心配をかけてしまったと思いますが、いつもコリングス家族の事を大事にしてくれてありがとうございました。

三原村で過ごした2年間は、長いようで短かったですが、三原村から去っても三原村の存在はずっと私たちの家族の記憶に残ります。それは'Made in Mihara'(三原村産)の長男ができたからです。

2年間大変お世話になりました。皆さん本当にありがとうございました。

2016



三原村に
滞在している間、
コリングス家は
こんなに大き
くなりました!

2014



火災 救急は119

～消しましょう その火その時 その場所で～

6月5日(日)から6月11日(土)まで、危険物安全週間。
危険物 決めろ無事故の ストライク

危険物安全週間とは？

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

身近にある危険物

私たちが普段から何気なく使用している日用品にも、危険物の入った製品がたくさんあります。これらの製品は生活する上で便利なものですが、その取扱い方法を誤ると大きな事故につながりかねません。製品に記載された注意書きをよく読み、正しい取扱いをしましょう。

私たちのまわりの危険物

- | | | | | | | |
|------|---------|-------------|-----------------------------|------|---------|-----------|
| ★燃料 | ●ガソリン | ●軽油 | ●灯油 | ★塗料 | ●合成樹脂塗料 | ●ラッカーシンナー |
| ★化粧品 | ●マニキュア | ●除光液 | | ★文房具 | ●接着剤 | ●油絵用とき油 |
| ★その他 | ●防水スプレー | ●靴クリーナー | ●アウトドア用助燃剤(主成分としてアルコール類を使用) | | | |
| | ●アロマオイル | ●高濃度アルコール飲料 | | | | |

セルフ付ガソリンスタンドの安全は利用の為に

ドライバーの皆さんが自分で給油をするセルフ式ガソリンスタンドは、近辺に設置され身近な存在になっています。セルフ式ガソリンスタンドは、いろいろな安全装置付きの機器がもうけられるとともに、従業員がドライバーの皆さんの行う給油作業を見守っています。

しかし、ガソリンや軽油は、その取扱い方法を誤ると大きな事故につながりかねません。利用するドライバーの皆さんも、次の事項に十分注意して安全な給油作業を心がけましょう。



1. エンジンOFF!
2. 油種の確認!
3. 静電気除去シートにタッチ!
4. ノズルは奥までレバーをしっかりと!
5. 注ぎ足し給油をなし!
6. 給油口キャップの置き忘れに注意!



三原分署 新人採用職員

平成27年4月1日から、三原分署で勤務をすることになりました北川勝洋(かつひろ)です。半年間、消防学校で基礎を学び、三原村の住民の方に安心して暮らして頂ける様に頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。



北川 勝洋(きたがわ かつひろ)



宿毛消防署から三原分署への異動職員

平成27年4月1日付の異動により、宿毛消防署から三原分署で分署長補佐として勤務することになりました岡崎好哉(こうや)です。消防士になってから長い間、宿毛消防署で勤務していましたので、三原村の地理など、わからないところが多々ありますが、少しでも早く慣れ、三原分署職員、三原村住民の方々のお役に立てるように頑張りたいと思いますのでよろしくをお願いします。



岡崎 好哉(おかざき こうや)

国民健康保険税の税率改正にご理解をお願いします

平成28年度三原村国民健康保険税の税率を次のとおり改正することになりました。

国保加入者の医療費は、加入者の皆さんにご負担いただいている国民健康保険税で成り立っております。

三原村国民健康保険では、10～20年程度、制度改正による税率改正を除いては税率を据え置き、医療費の財源不足の際には基金を取り崩して財政運営をしてきました。

しかし、平成27年10月号の広報でお知らせしたように、医療費の高騰が続く中、ここ数年で基金も残り少なくなってきました。

国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、所得が一定の額以下の世帯で三原村へ前年分の所得を申告している場合には、保険税を軽減する制度があります。

また、今回の改定では、所得に関係なく固定資産税の状況により賦課している資産割は引き下げています。

平成28年度からの新しい税率

区分(対象者)		医療保険分 国保に加入する すべての方		後期高齢者支援金分 国保に加入する すべての方		介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳未満の方	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に対して	4.15/100	5.19/100	2.75/100	改定なし	0.97/100	1.21/100
資産割額	資産に対して	23.5/100	20.0/100	15.5/100	13.2/100	3.80/100	3.23/100
均等割額	加入者1人当り	9,000円	11,250円	6,000円	6,600円	2,000円	2,500円
平等割額	1世帯当り	12,000円	15,000円	8,000円	8,800円	3,000円	3,750円

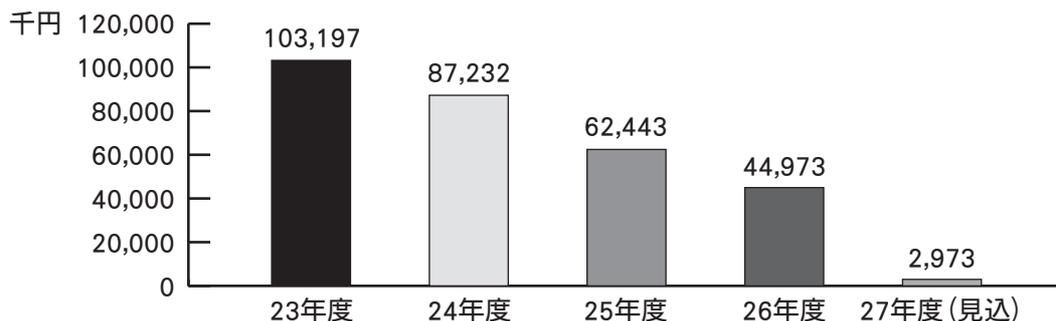
所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が33万円	7割
世帯の所得が33万円+(26.5万円×被保険者数)	5割
世帯の所得が33万円+(48万円×被保険者数)	2割

国保特別会計財政調査基金の推移

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)
取崩額	15,231,953	15,965,344	24,788,574	17,470,280	42,000,000
年度末残額	103,197,336	87,231,992	62,443,418	44,973,138	2,973,138



後期高齢者医療制度の 新しい保険料率が決まりました

	平成26・27年度	平成28・29年度
1人あたり定額の保険料〔被保険者均等割額〕	51,793円	54,394円
所得に応じた保険料〔所得割額〕	10.35%	11.42%

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用は、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆様方に負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

保険給付費は今後2年間についても増加すると見込まれるため、様々な保険料率の上昇抑制策を行いました。みなさま方にご負担いただく保険料率の引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

被保険者のみなさま方が安心して医療のサービスを受けられるために、この保険料率の引き上げについて、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

※平成28年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

保険料の計算方法	保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。	
1人あたりの 年間保険料	=	1人あたり定額の保険料〔被保険者均等割額〕 54,394円
	+	所得に応じた保険料〔所得割額〕 賦課基準額×11.42%
○賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額です。		
○1人あたりの年間保険料の上限は57万円です。（※100円未満切り捨て）		

保険料の軽減について（対象者の一部拡大）

保険料については、下表のような軽減措置があります。平成28年度分の保険料からは、所得の少ない方の保険料負担の軽減のため、被保険者均等割額の2割軽減及び5割軽減の対象者が広がります。

【被保険者均等割額の軽減】

★軽減は、世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額（※）の状況により判定します。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		改正前	改正後
9割	5,439円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	改正なし
8.5割	8,159円	33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	改正なし
5割	27,197円	33万円 + (26万円 × 被保険者数) 以下	33万円 + (26万5千円 × 被保険者数) 以下
2割	43,515円	33万円 + (47万円 × 被保険者数) 以下	33万円 + (48万円 × 被保険者数) 以下

※65歳以上で公的年金の所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

【所得割額の軽減】

★軽減は、被保険者本人の総所得金額等の状況により判定します。

軽減の割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	賦課基準額（総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

（注） 保険料の軽減は、その年度の4月1日（4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成による世帯主及び被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。

世帯主及び被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。

【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

★後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ・共済組合・船員保険など）の被扶養者（扶養家族）であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

問合せ先 三原村役場 住民課 電話0880-46-2111

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所および町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヵ月前までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市区役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

●開設日：平成28年6月16日(木曜日)

●開設時間：午前10:00～午前12:00

●開設場所：三原村役場・第三会議室

年金相談に来られる方は、予約していただくと、当日お待たせすることなくスムーズに相談が受けられますので、前もって三原村住民課(46-2111)までご連絡ください(※予約していない方も当日相談に来ていただくことは可能ですので、何か聞きたいことがあれば、ぜひ出張年金相談をご利用ください)。

相談時に必要なもの

●年金手帳 ●写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨) ●年金証書

●その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて**委任状**と**写真付きの身分証明書等(代理で来られる方のもの)**が必要です(委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください)。

免除制度について詳しくは
日本年金機構ホームページもご覧ください

国民年金

検索

ご存知ですか?平成28年度間伐事業等の支援制度

施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫事業) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道等

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	～25年生(除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	規定無	下記の①、②、③のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ・②については、残計画期間に限る。	68%
	保育間伐	A:～35年生(保育間伐A) B:林齢制限なし(保育間伐B)	A:不用木の除去、不良木の淘汰 B:伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	30%	下記の①、②、③のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ・②については、残計画期間に限る。 ・いずれも事前計画の提出が必要。(森林作業道の計画を含む)	
	搬出間伐	～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	0.1ha以上/施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3以上 ②森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3/ha以上			
	更新伐	～90年生	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積				
環境林整備事業	間伐	C:～60年生(保育間伐C)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①県・市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と締結した場合、又は寄付や分取契約解除等により公有林化した森林で実施した場合に限る。) ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林(72%) その他(36%)

■木材安定供給推進事業支援事業(国庫事業) 下表以外の作業種…路網整備

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐材生産	～60年生	不良木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等、の伐倒造材、集材、搬出集積、積込	0.1ha以上/施行地	30%	①県及び地域協議会の構成員のうち、市町村、森林所有者、森林組合等、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等、森林経営計画認定者等、特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者並びに知事が認める者 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とすること。	定額 350千円/ha+ 間接費以内

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)…造林事業への高上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
除伐	11～25年生	除伐:不用木の除去(森林環境保全直接支援事業)	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C)とする。	定額35,000円/ha
保育間伐	11～35年生	保育間伐A:不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)		定額35,000円/ha
	11～45年生	保育間伐B:伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)		定額30,000円/ha
	11～45年生	保育間伐C:不用木の除去、不良木の淘汰(環境林整備事業)		定額23,000円/ha

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県事業) 下表以外に…路網整備(500～1,500円/m)など

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐	11～60年生	公益林保全整備事業(保育間伐)	0.1ha以上/施行地	30%	保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林	定額80,000円/ha
	31～60年生	森林整備支援事業(搬出間伐)		30% 20%		国庫補助事業の対象とならない森林

※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限ります。

再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県事業)…造林事業への高上げ

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林補助事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	22%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。)
シカ被害防護施設		
下刈り(隔年)		

注意! : 上記の事業を実施した場合には転用制限期間(5年又は10年)がありますので、山林を開発、転売、皆伐などを計画する場合は、必ず下記の問い合わせ先へ連絡してください。

お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部木材増産推進課(間伐担当) 088-821-4602
 安芸林業事務所 0887-34-1181 中央東林業事務所 0887-53-0655
 嶺北林業振興事務所 0887-82-0162 中央西林業事務所 088-893-3612
 須崎林業事務所 0889-42-2371 幡多林業事務所 0880-35-5977
 ■もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。

みどりの環境整備支援交付金と公益林保全整備事業には、みなさまからお預かりした森林環境税が活用されています。



狩猟免許試験のご案内

以下のとおり狩猟免許試験が実施されます。

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業の皆様をはじめ、たくさんの方の受験をお待ちしております。

試験日	試験を実施する免許の種類	締切	会場
6月18日(土曜日) 午前10時から	第一種銃猟 第二種銃猟	6月9日 (木曜日)	田野町ふれあいセンター 安芸郡田野町1456-42
6月19日(日曜日) 午前10時から	わな猟		
7月21日(木曜日) 午前10時から	わな猟	7月11日 (月曜日)	高知市春野文化ホール 高知市春野町西分340
7月30日(土曜日) 午前10時から	第一種銃猟 第二種銃猟	7月21日 (木曜日)	四万十市立中央公民館 四万十市右山五月町8-22
7月31日(日曜日) 午前10時から	わな猟		
8月27日(土曜日) 午前10時から	第一種銃猟 第二種銃猟	8月18日 (木曜日)	高知県立大学(池キャンパス) 高知市池2751-1
8月28日(日曜日) 午前10時から	わな猟 網猟		

【受験料】 初心者:5,200円、一部免除者:3,900円

【申請書配布場所】 県庁鳥獣対策課、各地区猟友会、(市町村役場農林課等)

【申請方法】 各試験日の締切日まで必着するよう持参又は郵送

【申請及び問い合わせ先】 県庁鳥獣対策課 ☎088-823-9042

【その他】 (一社)高知県猟友会 ☎088-856-6641 主催の予備講習会があります。



県からのお願い

高知県では、教育委員会及び高知労働局と連携し、新規高等学校卒業者の就職支援を積極的に行っています。

採用を予定されている事業所におかれましては、これからの本県を支え、担うことが期待される新規高等学校卒業者の積極的な採用とできるだけ早い時期にハローワークへ求人票を提出(6月20日から受付開始)いただきますようご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

高知県雇用労働政策課 就業支援担当

☎(088)823-9766

不法電波はいけません!

電波利用環境保護周知啓発強化期間

6月1日~10日

不法無線局から出される電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど日常生活に悪影響を及ぼします。さらに、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人名に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

電波の利用には、原則、免許が必要です。ルールを守り電波利用環境を守りましょう。

電波のルールと電波障害などの申告・ご相談は、四国総合通信局までお願いします。

総務省 四国総合通信局

☎089-939-5055

道路維持委託業務について

幡多土木事務所宿毛事務所では、高知県が管理する道路の安全な通行を確保するため、道路維持業務について建設会社に委託しています。道路維持業務の主な内容は、一週間に一回の割合で行う道路の巡回パトロールと路面や側溝の清掃、崩土があった場合の撤去といったことです。

三原村内の道路維持業務については、三原村内の建設会社に委託しています。

高知県が管理する道路の起点及び終点の近くには、道路維持委託業務を担当する建設会社名や連絡先などを記載した看板を掲示しています。

三原村内の高知県が管理する道路において、崩土や舗装面に穴が開いているといった、安全な通行に支障がある事態を発見した場合は、道路維持委託業務を受託している会社、若しくは問い合わせ先の幡多土木事務所宿毛事務所道路課まで連絡していただきますようお願いいたします。

平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の道路維持委託業務における担当区間などは、以下のとおりです。

【問い合わせ先 高知県幡多土木事務所宿毛事務所道路課 ☎0880-63-2141】

道路維持委託業者名	道路維持委託路線
三原建設有限会社 住所 幡多郡三原村柚ノ木539-1 電話 0880-46-2457	県道土佐清水宿毛線(船ヶ峠以西) (県道21号線) 県道中村宿毛線(船ヶ峠以西) (県道46号線) 県道宗呂中村線 (県道344号線)
有限会社野町建設 住所 幡多郡三原村狼内473-2 電話 0880-46-2504	県道土佐清水宿毛線(船ヶ峠以东) (県道21号線) 県道中村宿毛線(船ヶ峠以东) (県道46号線) 県道中村下ノ加江線 (県道346号線)

※ _____ の県道については、三原村内の区間を委託しています。

平成28年度 事件や事故の被害に関する

出張相談のお知らせ

無料相談
弁護士と合同

こうち被害者支援センターでは、事件や事故の被害にあわれた方(殺人、強姦、危険運転致死傷、業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷、傷害、性暴力や強制わいせつ等の犯罪被害を受けた方)やその家族、遺族を対象とした、出張相談会を毎月第3火曜日に実施します。偶数月は高知県東部地区(安芸市)、奇数月は高知県西部地区(四万十市)で開催します。

当日は、当センター登録弁護士及び犯罪被害相談員が相談をお受けします。相談時間が限られていますので、できるだけ事前に下記連絡先へお申し込みください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

【連絡先】 認定NPO法人こうち被害者支援センター 事務局電話 088-854-7511
 ※予約は各会場実施日の前日まで(平日午前10時~午後4時)

【共催】 認定NPO法人こうち被害者支援センター、高知県、高知弁護士会犯罪被害者支援委員会、法テラス高知

【平成28年度 相談日および開催地(毎月第3火曜日13:30~15:30)】

東部地区会場	平成28年	西部地区会場	平成28年
県安芸総合庁舎	6月21日(火)	県中村合同庁舎	7月19日(火)
2階大会議室	8月16日(火)	3階大会議室	9月20日(火)
高知県安芸市矢ノ丸	10月18日(火)	高知県四万十市古津賀	11月15日(火)
1丁目4-36	12月20日(火)	4丁目61番地	平成29年 1月17日(火)
	平成29年 2月21日(火)		3月21日(火)

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

高知地方務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向け、下記のとおり「子どもの人権110番」電話相談の強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も電話相談をお受けします。また、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルになっていますので、学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でも御相談ください。

- 実施期間** 平成28年6月27日(月)から7月3日(日)までの7日間
受付時間 午前8時30分から午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
開設場所 高知地方務局人権擁護課
電話番号 0120(007)110【フリーダイヤル】 ※IP電話からは接続できません。
取扱内容 いじめ、体罰、児童虐待等の子どもをめぐる人権問題
その他 相談は無料、秘密は厳守します。
※以上の記事に関するお問い合わせは

高知地方務局人権擁護課(☎088-822-3503)まで

弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談所のご案内

次の日程により、弁護士資格のある人権擁護委員が人権相談をお受けします。
特に、法律関係についてお困り、お悩みの方は、ぜひ御利用ください。

- 開設日** 奇数月第4水曜日(ただし、11月は第5水曜日)
平成28年 5月25日(水) 平成28年 7月27日(水)
平成28年 9月28日(水) 平成28年11月30日(水)
平成29年 1月25日(水) 平成29年 3月22日(水)
- 時間** 午後1時00分から午後3時00分まで
- 開設場所** 高知地方務局四万十支局(四万十市右山五月町3番12号)
- 電話番号** 0880(34)1600
- その他** 事前予約制につき、事前に電話で(または来庁の上)ご予約ください。
相談時間一人30分以内。相談は無料、秘密は厳守します。

高知県総合防災訓練を行います

6月5日

地域防災フェスティバル[10:00~15:00]も併せて開催

11:30~15:10

6月5日(日)に宿毛市の宿毛湾港をメイン会場として、高知県総合防災訓練が実施されます。これは、50以上の機関や団体、企業が参加して、南海トラフ地震などの大規模災害を想定した訓練を実施するものです。

メイン会場では、消防や自衛隊、警察、医療機関などが連携して、被災者の救出、消化などの訓練や、航空機、ヘリコプターによる情報収集、物資輸送、またN T Tや四国電力などによるライフライン復旧訓練などを行います。

また、メイン会場で同時開催される地域防災フェスティバルは、楽しみながら防災への関心を持っていただけるよう、風水害や地震などの災害に関する様々な展示や体験コーナーを設けるほか、地域の特産品の販売なども行いますので、気軽に足をお運びください。

なお、訓練に伴い会場周辺では、一時的に道路の混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、地域の皆様方のご理解とご協力をお願いします。



29年春入隊 自衛官候補生採用試験のご案内

- 【試験日】 平成28年9月予定
 【場所】 後日指定されます。
 【応募資格】 29年4月1日現在18歳以上27歳未満 学歴不問
 【受付期間】 男子は年間を通じて行っています。女子(28年8月1日～9月8日)
 【給与等】 125,500円、3ヶ月後から159,500円
 (3ヶ月後のみ給与+一時金176,000円)
 平成26年4月1日現在
 【各種手当】 扶養手当、地域手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給されます。
 また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。



特例退職金	任期満了毎の支給			2任期までの通算した場合の総支給額
	1任期	2任期	累計	
陸上自衛官 (1任期目が1年9ヶ月任用)	約54万円	約138万円	約192万円	約1,336万円
海上・航空自衛官 (1任期目が2年10ヶ月任用)	約90万円	約143万円	約233万円	約2,050万円 (海上自衛隊艦艇勤務)

休日・休暇：年次休暇のほか、年末年始等の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。

防衛省 自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所
 電話番号 0880-35-3096

平成28年度税務職員採用試験募集要項

受験案内等請求先 人事院四国事務局、高松国税局及び各税務署
 なお、受験案内及びパンフレットは平成28年5月9日(月)以降に配布します。

受験申込受付期間

- ①インターネット 平成28年6月20日(月)午前9時～平成28年6月29日(水)(受信有効)
 イ 可能な限りインターネット申込みを御利用ください。
 ロ インターネット申込専用アドレス(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)
 ②郵送又は持参 平成28年6月20日(月)～平成28年6月22日(水)(6月22日までの通信日付印有効)
 イ 申込先は、希望する第1次試験地に対応する人事院地方事務局(所)です。
 ロ 郵送する場合は簡易書留を利用し、受領証は受験票が届くまで保管してください。
 ハ 持参の場合は平成28年6月22日(水)午後5時までに提出されたものだけに限り受け付けます。

- 受験資格 (1)平成28年4月1日において高校卒業後3年を経過していない者及び平成29年3月までに高校卒業見込みの者
 (2)人事院が(1)に掲げる者に準ずると認める者

試験日等

試験区分	試験日	試験地	試験種目
第1次試験	平成28年9月4日(日)	徳島市、高松市、松山市、高知市	①基礎能力試験 ②適性試験 ③作文試験
第2次試験	平成28年10月12日(水)～ 平成28年10月21日(金)のうち指定する日	第1次試験合格通知書で指定する場所	①人物試験 ②身体検査

- 合格者発表日 (1)第1次試験合格者発表日 平成28年10月6日(木)
 (2)最終合格者発表日 平成28年11月15日(火)
 (注) 合格者は、人事院ホームページに受験番号が掲載されるとともに、合格通知書が本人宛に郵送されます。

採用予定数 予定数は、後日、人事院ホームページ(採用情報ナビ)に掲載されるので、随時御確認ください。

その他

国税庁ホームページ採用案内ページアドレス ⇒ (<http://www.nta.go.jp/soshiki/saiyo/saiyo03/shiken/02.htm>)

中学校入学式



若あゆ会、ひまわり会の皆さんと中学1年生の生徒たちが
中学校にて人権の花植えをおこないました。

平成28年5月17日